

## 協議第6号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

なお、給料については、現給を保証する。

- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

平成15年12月4日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道